

## 危険ドラッグの本当の怖さを知っていますか？

# 危険ドラッグは「買わない!」「使わない!」「関わらない!」

### 危険ドラッグってどんなもの？

危険ドラッグとは、麻薬や覚醒剤など法律で規制されている物質の構造を一部変えた薬物を植物片などに添加したものです。危険ドラッグは、合法ハーブ、アロマ、お香などと称して店舗やインターネットで売られていることがあります。また、「リキッド（液体状のもの）」や、「パウダー（粉末状のもの）」として売られているものもあります。これらは、香りを楽しむための「お香」や、料理などに使われる植物の「ハーブ」とは全く違い、大変危険なものです。



### 体にどんな影響がある？

危険ドラッグの使用（依存性あり）により、嘔吐、意識がもうろうとする、幻覚、呼吸困難、けいれんなどの重大な健康被害を引き起こし、死亡に至ることもあります。また、危険ドラッグの使用に関連した事件、事故が多発しています。

### 禁止・処罰について

危険ドラッグの中には、指定薬物など法律で規制されている物質が含まれていることがあり、使用以外にも、購入、譲り受け、所持するだけで逮捕され、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処されることがあります。

【危険ドラッグに関する相談先】 愛知県半田保健所 ☎21-3342

## 保健センターからのお知らせ ☎84-0646

### 【日本脳炎予防接種のご案内】

期	接種回数など	対象年齢
1期	初回：6日～28日の間隔で2回	生後6か月～7歳6か月未満（標準的な接種期間:3歳）
	追加：1回（1期初回（2回）終了後11か月～13か月後）	生後6か月～7歳6か月未満（標準的な接種期間:4歳）
2期	1回（1期3回分の接種が済んでいない方は、不足分も接種できます）	9歳以上13歳未満（標準的な接種期間:9歳）

#### 次の場合も無料で接種できます

- 平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方は、20歳未満であれば1期初回～2期の合計4回分（ただし、2期は9歳以上が対象）
- 平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた方で、生後6か月～7歳6か月未満で1期の接種（3回）を終了していない方は、9歳以上13歳未満において1期初回～2期の不足分

### 【7月の各種相談】 ※保健センターの駐車場が混雑している場合は、半田病院駐車場をご利用ください。

こころの保健室 (場所:保健センター)	相談（予約制） ※訪問や電話でも 対応可 1人40分程度	【臨床心理士】 1日（金）	10時～	「疲れやすい」「気持ちが沈みがち」など、こころがスッキリしない時に利用してください。ご家族の相談もできます。
		【保健師】 6日（水） 13日（水） 20日（水） 27日（水）	13時30分～	